

令和2年8月29日

経済産業省商務情報政策局サイバーセキュリティ課 御中

「スマートホームの安心・安全に向けたサイバー・フィジカル・セキュリティ対策ガイドライン（案）」に対する意見

【名称】（公益社団法人）

日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
消費者提言委員会

【住所】〒150-0002 東京都渋谷区渋谷1丁目17番14号 全国 婦人会館2階

【電話番号】03-6434-1125（代表）

【メールアドレス】nacs-teigen@nacs.or.jp

記

貴省が平成30年3月13日に「産業サイバーセキュリティ研究会WG スマートホームSWG」を設置、検討を続けられ、「スマートホームの安心・安全に向けたサイバー・フィジカル・セキュリティ対策ガイドライン（案）」にまとめられ、私たち利用者に向けた対策まで検討されたことは高く評価致します。さらに、わかりやすい内容で、「スマートホーム」について学ぶことに役立ち、大変勉強になりました。ただ、残念なことも目につきましたので意見を述べさせていただきます。

住まい手の対策が、あまりにも当たり前な内容で有益な情報に思えません。貴省のホームページで「産業サイバーセキュリティ研究会WG スマートホームSWG」の委員名簿を拝見、「スマートホームの住まい手」の立場の委員はご不在のようで、今回の専門家目線の内容を理解した次第です。

利用者の立場の委員の参加も必要ではないでしょうか。さらに、利用者の総合的な相談窓口設置などもご検討願います。

P25 4.1. 「(1) スマートホーム向け IoT 機器の事業者」

4.1 機器のセキュリティについて 住まい手が使用する IoT 機器について 住まい手が不正アクセスされた機器であることが分かる機器の認証制度を作る取り組みを希望します。

P26 4.1.4 「スマートホーム向け IoT 機器の事業者」

利用者に IoT 機器の使い方や使用環境をガイドすることは機器を利用する者にとって必要であり大変重要なものです。住まい手が読みやすくわかり易い内容であって欲しいものです。ガイドは一回のみではなく、一定の期間ごとあるいは変更があるごとに行われることが望ましいと思います。利用者と繋がることで、購入後の新たなリスクを共有できると考えます。

P27 4.3.2「スマートホーム向けのサービス事業者」

サービス事業者は、スマートホーム全体のセキュリティシステムを扱う立場から、被害が発生した場合の対応窓口を明確にし、契約書に明記する等の方法により、住まい手に対応窓口を周知してください。

P28 4.4 「(4)スマートホームを供給する事業者」

分譲共同住宅、賃貸共同住宅において、IoT 機器やネットワークを配置する場合、子育て世代、単身者や高齢者など様々な住まい手のニーズに合った機器で、住まい手が使用方法、安全性やリスクを理解して正しく使用できるものが望ましいと思います。そのような機器の選択と、使用者への機器の操作や安全性、リスクについての丁寧な説明を供給する事業者に求めます。

P29 4.5 「(6)スマートホーム化された分譲共同住宅・団地の管理組合や管理受託会社」 「(7)スマートホーム化された賃貸住宅の所有者や管理受託会社」

共同住宅では予め IoT 機器が設置されていることもあり、機器の維持、管理について、管理組合や管理組合から委託された管理受託会社に、担当する管理者が必要と考えます。一部の住戸または共有部分の IoT 機器から、個人情報漏洩や物理的被害などが生じた場合、他の住戸に被害が及ぶリスクもあり、事故や、問題が生じた時に対応できるようにしておくことが重要と思います。

P30～31 4.6.1～4.6.3「スマートホームの住まい手」

4.6.1～3. 住まい手に向けたガイドラインは、住まい手が安全に安心して機器を利用する上でとても大切なことで、住まい手がきちんとこれらのことを行うことが望まれます。しかしながら、どれだけの住まい手がこれらのことに関心があり、また機器の仕組みを理解し、リスクを認識して機器を選択・使用できるかはわかりません。消費者庁とも連携し、住まい手の啓発をより一層進めていくことで、超スマート社会（Society5.0）が安全に発展していくことにつながると考えます。

その他

今回のガイドラインは最低限の対策ということですが、スマートホームの住人は複数である場合が多く、機器操作に対する理解度に差があることが予想されます。誤操作を防ぐシステムは最高の物であってほしいと思います。

また、火災や機器の暴走など何らかの事故が発生した場合、住まい手自身でその原因を調査することは困難です。何らかの保険や事故の原因を総合的に調査する機関があると利用者の安心につながるのではないかと思います。

以上